資料2-2

介護保険施設における負担限度額が変わります

令和3年8月1日から

○介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）やショートステイを利用する方の食費・居住費については、 低所得の方への助成（補足給付）を行っています。

※補足給付は、世帯全員（別世帯の配偶者を含みます）が市町村民税非課税の場合が対象です。

○令和3年8月から、在宅で暮らす方との食費・居住費に係る公平性や負担能力に応じた負担を図る観点から、一定額以上の収入や預貯金等をお持ちの方には、食費の負担額の見直しを行います。

Q どのような改正がおこなわれるのですか？

A ①認定要件である預貯金額が、以下のとおり変わります。

なお、今回の見直しで補足給付の対象外となる方でも、預貯金額が減少して、認定要件を満たすこととなった場合には、申請により負担軽減の対象となります。

	R3.7月まで	→ 見直し後（R3.8月～）
年金収入等※80万円以下（第2段階）	単身 1,000万円 夫婦 2,000万円	単身 650万円、夫婦 1,650万円
年金収入等 80万円超120万円以下（第3段階①）		単身 550万円、夫婦 1,550万円
年金収入等 120万円超（第3段階②）		単身 500万円、夫婦 1,500万円

※公的年金等収入金額（非課税年金を含みます。）＋その他の合計所得金額。

②介護保険施設入所者・ショートステイ利用者の食費（日額）の負担限度額が変わります。

なお、居住費の負担限度額は、変更ありません。

	施設入所者		ショートステイ利用者	
	R3.7月まで	→ 見直し後（R3.8月～）	R3.7月まで	→ 見直し後（R3.8月～）
年金収入等※80万円以下（第2段階）	390円	390円	390円	600 円
年金収入等 80万円超120万円以下（第3段階①）	650円	650円	650円	1,000 円
年金収入等 120万円超（第3段階②）	650円	1,360 円	650円	1,300 円
補足給付の対象ではない方※	ご負担いただく額は、施設と利用者の契約により決められています。		ご負担いただく額は、施設と利用者の契約により決められています。	

※食事の提供に要する平均的な費用の額（基準費用額）は、1,392円→1,445円（日額）に変わります。

（注）生活保護受給者や老齢福祉年金受給者等（第１段階）の負担限度額は、食費・居住費ともに変更ありません。

厚生労働省

Q 「預貯金等」にはどのようなものが含まれますか。また、どのように確認するのでしょうか？

A 預貯金等に含まれるものは、以下の表のとおりです。負債（借入金・住宅ローンなど）は、預貯金等の額から差し引いて計算します。
申請書に預貯金や負債額を記載していただくとともに、以下の表の「確認方法」に記載の添付書類等を付けていただくこととなります。その上で、保険者が必要に応じて、金融機関等に照会を行います。

預貯金等に含まれるもの	確　認　方　法
預貯金（普通・定期）	通帳の写し （インターネットバンクであれば口座残高ページの写し）
有価証券 （株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む。）など、 購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
現　金	自己申告

※預貯金等に含まれないものとしては、生命保険、自動車、腕時計、宝石などの時価評価額の把握が難しい貴金属、絵画、骨董品、家財などがあります。
※不正に受給した場合には、それまでに受けた給付額に加え、最大２倍の加算金（給付額と併せ最大３倍の額）を納付していただく場合があります。

Q 介護保険制度における食費・住居費の負担が重く、生活が苦しくなるのですが…

A 以下の負担軽減措置の対象となる場合がございます。詳細はお住まいの市区町村にお尋ねください。

食費・居住費の特例減額措置

①2人以上の市町村民税課税世帯の方
②世帯の年間収入から施設の利用者負担（介護サービスの利用者負担、食費・居住費）の見込額を除いた額が 80万円以下
③世帯の預貯金等の額が合計 450万円以下
④介護保険施設に入所し、現在補足給付を受けていない
⑤日常生活に供する資産以外に資産がない
⑥介護保険料を滞納していない

社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業

以下①～⑤の要件を全て満たす方等のうち、生計が困難な方として市町村長が認めた方。
①世帯の年間収入が150万円以下（世帯員1人ごとに50万円を加算）で市町村民税非課税世帯
②預貯金等の額が合計350万円以下（世帯員1人ごとに100万円を加算）
③日常生活に供する資産以外に資産がない
④親族等に扶養されていない
⑤介護保険料を滞納していない
※事業を実施していない社会福祉法人等もございます。

厚生労働省